

平成19年 5 月21日

制定

(目的)

第1条 国際武道大学（以下「本学」という。）で行われる学術研究活動において、研究対象に対する倫理的配慮、及び研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度における倫理基準をここに定める。

(研究倫理部会)

第2条 本学の研究倫理に関する事項は、研究支援委員会の下部組織である研究倫理部会において検討する。

(研究に対する基本姿勢)

第3条 研究者は、良心と信念に従い、自らの責任をもって研究成果の客観性を厳守しなければならない。

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を遵守しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

(定義)

第4条 本規程が定める「研究者」とは、本学に所属する教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わる場合は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随する事項を含むものとする。

3 「発表」とは、学内外を問わず、自己の研究に関わる成果を公表する全ての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

第5条 研究者は、自己の専門的研究がおよぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者に対し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない、研究協力者、研究支援者に対しては誠意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生を含む全ての者が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

(研究のための資料、情報及びデータ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームドコンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確かつ自発的な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、個人情報保護法、及びプライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した試料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報及びデータ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存し、必要に応じて開示しなければならない。ただし、法令・規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品及び材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料等を用いるときは、関係取り扱い規程・要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料の処理については、関係取り扱い規程・要領等を遵守しなければならない。

(研究成果発表の基準)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表に努めなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は社会的信頼を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造 (存在しないデータの作成)

(2) 改ざん (データの変造、偽造)

(3) 盗用 (他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)

5 研究成果における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現

をしなければならない。

(オーサーシップの基準)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取り扱い基準)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国及び地方公共団体等からの補助金、財団等からの補助金、寄付金、本学から支給される研究費及び研究助成金によって賄われることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、通知、通達、本学の諸規定、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、学術支援事務室が行う。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年5月23日)

この規程は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月21日)

この規程は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月23日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月25日)

この規程は、公告日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月19日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。